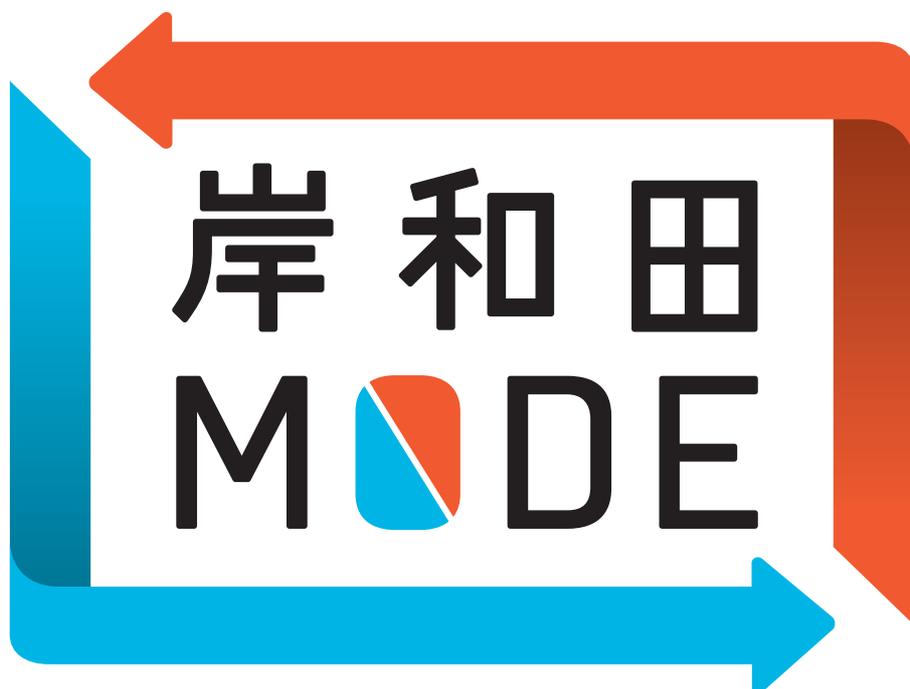


岸和田市
シティセールスブランドメッセージ

[岸和田MODE]
利用規約



見つかる、
あなただけの365日

平成29年10月 改定版

岸和田市

ブランドメッセージとは

岸和田市では、伝えたいイメージや岸和田らしさ(他市とは違う点、他市より優れている点など)について、一貫性のあるアピールをするため「ブランドメッセージ」を設定します。

既存の資源や魅力をばらばらに発信するのではなく、ブランドメッセージに基づき岸和田の資源や魅力を発掘・発信していくことで、よりわかりやすく効果的に、岸和田の都市イメージを伝えることができます。

また、岸和田市は市民・団体・企業等もシティセールスの担い手となることを目指しています。ブランドメッセージは、市民・団体・企業等の共通のスローガンともなるもので、みんなが自らのブランドメッセージとして愛着と誇りを持ち、積極的に活用できるよう仕掛けていきます。

岸和田のブランドメッセージの考え方

豊かな自然や暮らしやすさなど、岸和田の魅力は多種多様です。その中でも、例えば自然における「海」と「山」があるように、二面性をもつものが数多くあります。

これら岸和田の「多面的な魅力」を表現するブランドメッセージを次のように設定します。

岸和田のブランドメッセージ

岸和田MODE

岸和田の魅力は多面的です。

例えば、「ハレの日」。祭のときの心躍る興奮や感動、躍動感、華やかさ。

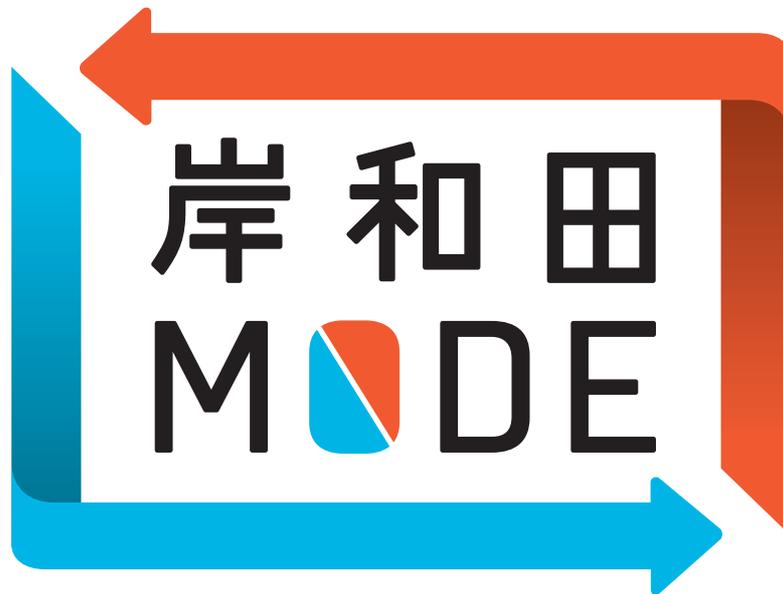
そして、「ケの日」。日々の暮らしの中にある、食への感謝、地域の人々の温かさ。

「動」と「静」。「非日常」と「日常」。

「山」と「海」。「便利な都市」と「のどかな田舎」。

彩り豊かな奥行きと味わい、住むほどに発見のある暮らし。

あなたにふさわしい「MODE」があります。



見つかる、
あなただけの365日

私たちがブランドメッセージにのせて伝えたいのは、岸和田の「多面的な魅力」や「二面性」、「ギャップ」。

だんじり祭だけに留まらない、いろんな「MODE(顔、側面)」を持った岸和田です。

ロゴマークは、そんな多面性や二面性がつながり合い、ひとつになって、魅力あふれる岸和田のまちを形作っていることを矢印のモチーフで表しています。

「山」と「海」など対象的で多様な魅力を有することを補色による配色で表現。

どんな魅力にも合わせられるように、特徴を削ぎ落とした字体を使用しています。

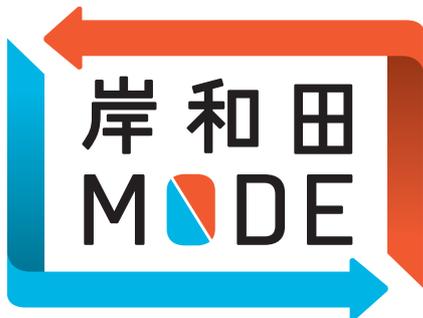
また、ブランドメッセージがより伝わるように、サブコピーを設定しています。

岸和田MODEのロゴマーク(以下「ロゴマーク」)には、(1)そのままのデザインで利用する場合(基本形)と、(2)規定の範囲内で、一部のメッセージをカスタマイズして利用する場合(展開形)の2種類があります。

基本形／デザイン

ロゴマークの基本デザインは、サブコピーを下に配置したもの(縦置き)とサブコピーを右に配置したもの(横置き)の2種類があります。基本的には縦置きを使用し、使用する媒体によって横置きを使用するものとします。その他、ロゴマークのみで使用することもできます。

■縦置き(推奨)



見つかる、
あなただけの365日

 DIC 160
C0% M80% Y90% K0%
R237 G130 B68

 DIC 138
C85% M0% Y5% K0%
R81 G189 B234

■単色使用(赤・青の単色又は2色使用のみ)



見つかる、
あなただけの365日



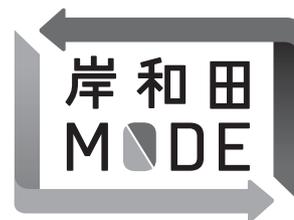
見つかる、
あなただけの
365日

■横置き

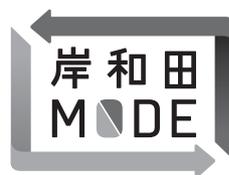


見つかる、
あなただけの
365日

■モノクロ使用



見つかる、
あなただけの365日



見つかる、
あなただけの
365日

 C0% M00% Y00% K70%
R145 G145 B145

 C0% M00% Y00% K40%
R201 G201 B201

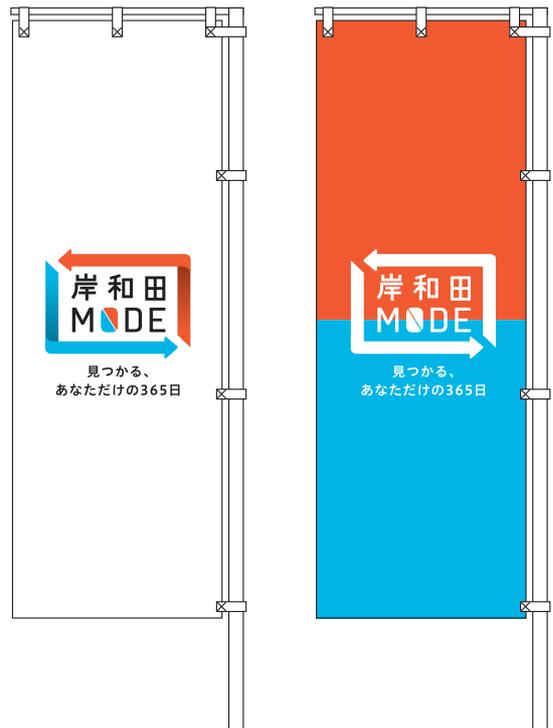
基本形／使用例

ロゴマークは、誰もが気軽に岸和田市のシティセールスに参加できるきっかけとなるよう、さまざまな媒体で使用することができます。

■名刺

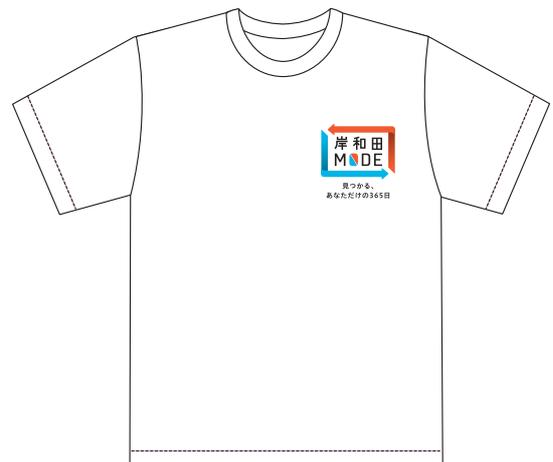
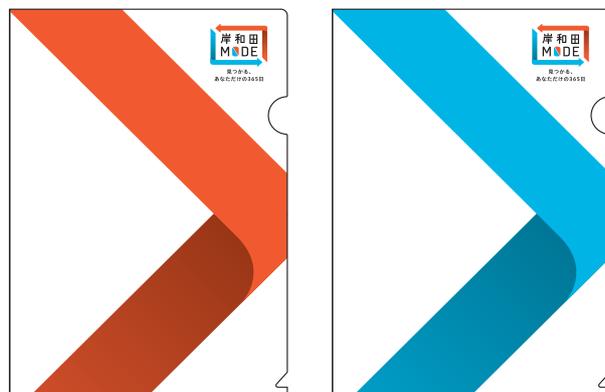


■のぼり



■Tシャツ

■クリアファイル



■その他

ポスター／チラシ／広報誌／WEBサイト／紙袋／トートバッグ／バッジ／シール／うちわ など

基本形／使用禁止例

ロゴマークを使用する際に、変形したり書体を変えるというようなことは絶対にしないでください。また、ロゴマークが明瞭に認識できるように、表示の際には背景との関係に注意してください。認識がしづらい背景の上に配置する場合、余白規定にしたがい、周囲に余白を設けるようにして下さい。

変形をしない



書体を変えない



バランスを変えない



配置を変更しない



縁どらない



色を変えない



複雑な背景の上に
表示しない



別の要素と
組み合わせない



比率を変えない



展開形／デザイン

展開形のロゴマークは、「海」や「山」などあなたの好きな文字をロゴの中心に置いて、「岸和田●●MODE」として、様々な“MODE”に展開して使用することができます。

ロゴマークの展開デザインは、縦置きと横置きの2種類があります。基本形のデザインとは異なり、サブコピーは付きません。基本的には縦置きを使用し、使用する媒体によって横置きを使用するものとします。

■縦置き(推奨)



DIC 160
C0% M80% Y90% K0%
R237 G130 B68

DIC 138
C85% M0% Y5% K0%
R81 G189 B234

■単色使用(赤・青の単色又は2色使用のみ)



■横置き



■モノクロ使用



● C0% M00% Y00% K70%
R145 G145 B145

● C0% M00% Y00% K40%
R201 G201 B201

展開形／使用サイズと余白

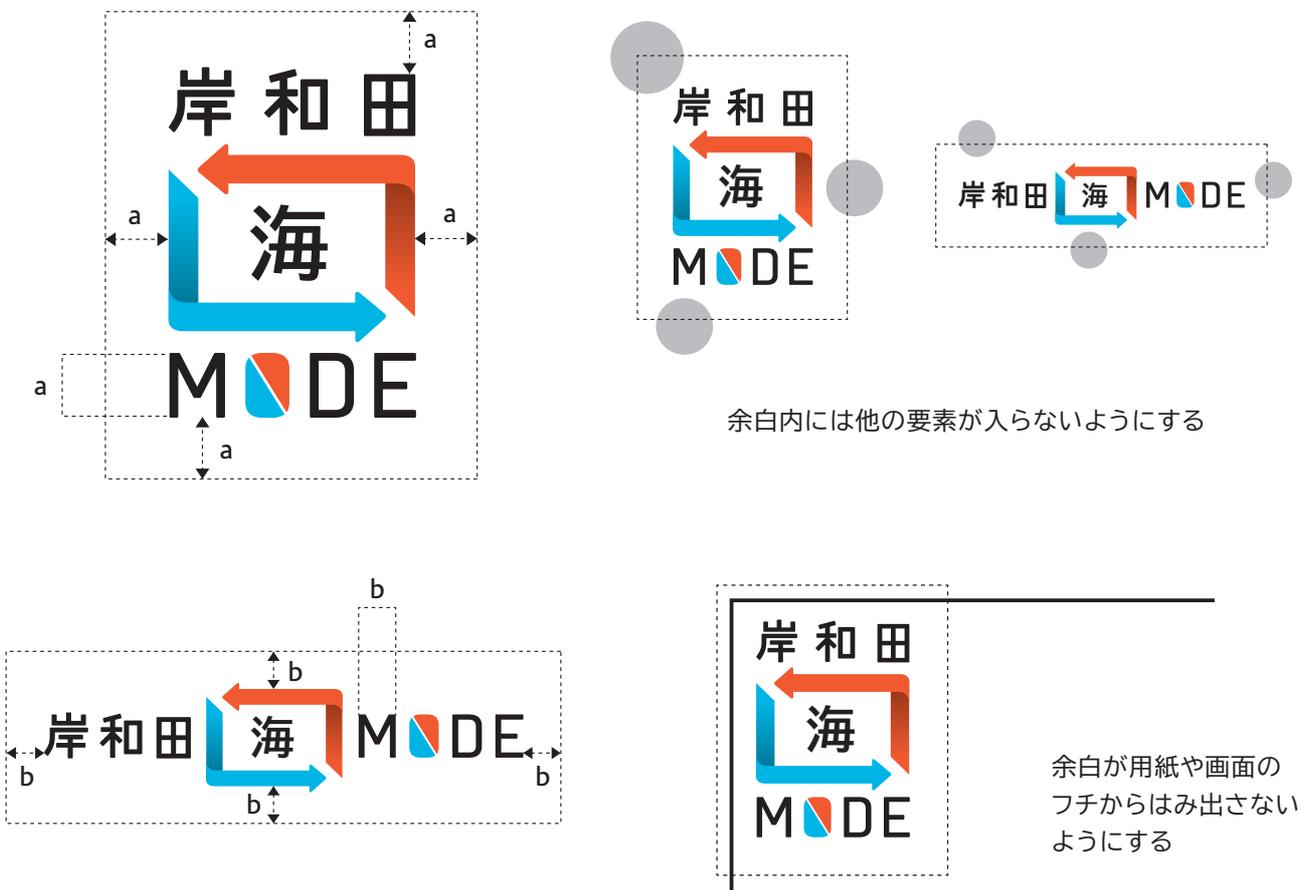
ロゴマークの視認性を考慮して、最小使用サイズを規定します。また、ロゴマークが背景のデザインに埋もれてしまう場合は、周囲に余白があるロゴをご使用いただきますが、その余白の幅等も規定します。

■最小使用サイズ



■余白

縦置き、横置きともにマークの「M」の高さや幅を基準値とし、周囲に同じ幅を余白として設定します。



展開形／使用方法

展開形のロゴマークは以下のパターン(キーワード)を用意しています。新たなパターン(キーワード)が欲しい場合は広報広聴課までご連絡ください。

作成に何日か要する場合もあるので、利用希望日まで十分に余裕を持ってご依頼ください。

■使用方法



この部分を、使用者が訴求したい内容に変更することができます。

- 1～3文字以内
- 文字色はK100%

■使用例



訴求する内容

キーワード案

| | |
|-----------------|-------------------------------|
| 温かみのある人々 | 温、人、絆 |
| 子育て世代に魅力的な生活環境 | 子、パパ(父)、ママ(母)、孫、育、子育て、キッズ |
| 都市的で個性的なライフスタイル | 自分、私、働く、遊ぶ、楽、女子、都会、NEW、自分流 |
| 立地の良さ | 便利、丘陵、交通 |
| 海と山、豊かな自然 | 海、山、森、緑、水辺、神於山 |
| 彩り豊かな地のモノ | 食、味、地産、旬、実、鮮、農、漁、B級、甘、泉だこ、みなと |
| 市民生活に根付いた文化活動 | 文化、演、踊、音、五感、学び、ART、図書館 |
| 市民が誇る歴史資源 | ハレ、城、祭、歴史、景観、城下町、文化財 |
| その他 | 日常、日々、走、#景色、ALL、☆、ちきり、商店街、SNS |

展開形／使用禁止例

基本形と同様に、変形したり書体を変えるというようなことは絶対にしないでください。また、ロゴマークが明瞭に認識できるよう、表示の際には背景との関係に注意してください。認識がしづらい背景の上に配置する場合、余白規定にしたがい、周囲に余白を設けるようにして下さい。

→P06参照

利用申請について

本利用規約の内容に同意したうえで、利用申請書(様式1)(市ホームページからダウンロード可能)に必要事項を記入し、広報広聴課シティセールス担当まで、直接持参・郵送・FAX・電子メールのいずれかでご提出ください。審査後(申請から概ね7日以内(展開形の新たなパターンを依頼される場合は14日以内))、利用承認通知書もしくは利用不承認通知書(様式2)により通知するとともに、承認の場合はロゴデータを送ります(承認の際に、利用条件を付すこともあります)。ただし、次の場合は申請なしでご利用いただけます。

- ・個人的または家庭など限られた範囲において利用する場合
- ・新聞、テレビ、雑誌などの報道関係機関が報道目的に利用する場合

※申請後、申請内容に変更が生じる場合

利用内容など、申請時の記載内容に変更が生じる場合は、事前に記載事項変更申請書(様式3)をご提出ください。

利用料

基本形・展開形ともに無料

利用期間

原則として利用期間の制限はありません。

利用条件

ロゴマークの利用申請を行うことができるのは、岸和田市のブランドメッセージに対する考え方(本規約P.1参照)に賛同する法人又は団体等とします(市内の法人等かそうでないかは問いません)。ただし、申請者や申請者の属する企業・団体(個人で申請する場合は申請者)が以下①から④に該当する場合や、利用内容や目的等が以下⑤から⑩に該当する場合(あるいは、該当する可能性がある場合)は、ロゴデータをご利用いただけません。また、既に利用している場合にあっては、利用を取り止めていただきます。

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
- ②宗教法人法第4条第2項に規定する宗教法人
- ③反社会的勢力と認められる団体等
- ④その他ロゴマークの利用が適当でないと認められる団体等
- ⑤法令や公序良俗に反する。
- ⑥市の信用や品位を損ない、イメージを傷つけるおそれがある。
- ⑦市の事業、市が認めた関連事業を推進する上で支障となる。
- ⑧青少年の健全育成にとって有害である。
- ⑨政治的な活動または宗教的な活動を助長するおそれがある。
- ⑩自己の商標や意匠とするなど、独占的に利用するまたは利用するおそれがある。
- ⑪その他、ブランドメッセージの本来の趣旨に鑑みて不適當である。

注意事項

- ①本ロゴマークに関する著作権等一切の権利は、岸和田市に属します。
- ②ロゴマーク及びロゴマークを活用して作成した製作物等を商標登録することは禁止します。
- ③本ロゴマークは利用者が実施する事業の推奨や商品の品質保証などを行うものではありません。
- ④本ロゴマークの利用によって生じる問題・トラブル・損失の補償などについて、岸和田市は一切関与しません。
- ⑤本ロゴマークを利用した作成物に関して、事故や苦情が発生したときには、利用者本人の責任で必要な処理を行ってください。
- ⑥ロゴマーク(依頼により新たに作成した展開形ロゴマークも含む)は、他の法人又は団体等も利用できるものとします。他の法人又は団体等の利用によって生じる問題・トラブル・損失の補償等について、岸和田市は一切関与しません。
- ⑦利用申請書に記載された目的を逸脱して、ロゴマークをご利用いただくことは禁止します。
- ⑧利用申請者が第三者にロゴマークのデータを提供することは禁止します。
- ⑨法人名及び団体名等をはじめ、利用申請内容について、ホームページで紹介させていただく場合があります。

問合せ先

〒596-8510

大阪府岸和田市岸城町7番1号 岸和田市役所新館2階 広報広聴課シティセールス推進担当

Tel:072-423-9653

Fax:072-423-6409

Mail : kouhou@city.kishiwada.osaka.jp